

請 願 文 書 表

受付年月日	平成26年8月27日
件 名	「義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実」 を求める請願書
要 旨	(別紙請願書のとおり)
請願者並びに紹介議員	<p>鳥羽市岩倉町105 鳥羽市PTA連合会 会長 寺本満孝</p> <p>鳥羽市安楽島町377 鳥羽市小中学校長会 会長 西川豊幸</p> <p>志摩市阿児町鵜方3179 三重県教職員組合志摩支部 支部長 山岡幸雄</p> <p>紹介議員 井村行夫</p>

請願第3号

「義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実」を求める請願

紹介議員 井村行夫 ⑩

## 「義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実」を求める請願

### 請願の趣旨

義務教育費国庫負担制度が存続、充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう決議をいただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

### 請願の理由

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」「教育水準の維持向上」を保障するため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものです。

これまで2004年の三位一体改革や2010年の地域主権改革においても、義務教育費国庫負担制度の堅持や一括交付金化の対象外とすることが明らかにされてきましたが、改革によるこの制度への影響を今後も注視する必要があります。

1950年に地方自治をすすめるという観点から義務教育費国庫負担制度は廃止、一般財源化されましたが、その後、児童一人あたりの教育費に約2倍の地域間格差が生じた結果、1953年に義務教育費国庫負担制度は復活しました。しかし1985年以降、再び義務教育費国庫負担金の一般財源化がおしすすめられ、2006年からは国庫負担率が3分の1に縮減されています。

現在、義務教育費国庫負担金の対象外である教材費、旅費、高校教職員の給与費は、地方交付税として一般財源のなかにくみこまれています。しかし、地方財政が厳しくなり、1985年に一般財源化された教材費は、国が定めた基準に対して実際に各地方で予算措置された比率（措置率）が年々低下しています。2007年度における措置率の全国平均は65.3%（三重県49.0%、東京都164.8%、秋田県26.9%）となっており、地域間格差もひろがっています。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことであり、その時々々の地方財政状況に影響されることのないよう、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実が求められます。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を強く切望するものです。

平成26年8月27日

鳥羽市議会議長 野村保夫 様

鳥羽市岩倉町105

鳥羽市PTA連合会会長

寺本満孝

鳥羽市安楽島町377

鳥羽市小中学校長会会長

西川豊幸

志摩市阿児町鶴方3179

三重県教職員組合志摩支部支部長

山岡幸雄